

2014年4月9日

成長を促す法人課税と財政健全化の実現を

公益社団法人 経済同友会

1990年のバブル崩壊以降、日本経済は「失われた20年」と言われる長期低迷が続いた。しかし、一昨年末に発足した第二次安倍内閣による積極的な金融政策、財政政策が功を奏し、デフレ脱却の方向へ進みつつある。

一方、持続的な経済成長を遂げるために必須の成長戦略には、グローバル経済における競争条件の整備と国内産業構造の改革に向けた大胆な施策が不可欠である。特に法人課税の改革は、昨年7月の本会提言『法人実効税率 25%への引き下げの道～成長戦略を強固にする税制～』で述べた通り、最重要課題の一つであり、国内外の企業や投資家にとって重大な関心事である。

安倍首相は1月の世界経済フォーラムで「法人にかかる税金の体系も、国際相場に照らして競争的なものにしなければなりません。(中略)本年、さらなる法人税改革に着手いたします」と国際社会に向けて発信した。

他方、2020年の基礎的財政収支黒字化も重要な国際公約であり、財政健全化への道筋を確実なものにすることは、日本経済の将来への信認を高める点で、持続的な経済成長の前提条件である。こうしたことから、法人課税改革は、全体として経済の活性化と財政健全化を両立させるものでなければならない。

このような問題意識を踏まえ、我々は政府が6月に取りまとめる「第2弾成長戦略」と「骨太の方針」に盛り込むべき改革を以下の通り提言する。

(1) 成長戦略の柱の一つとして法人実効税率を25%へと引き下げる

法人実効税率の引き下げは、岩盤規制に切り込んだ規制改革など他の強力な成長戦略メニューと合わせることで、立地競争力の向上に確実に貢献する。産業立地としてのトータルな魅力度の向上によって、日本企業の国内への投資はもちろん、外国企業による対日直接投資が拡大し、活発な経済活動を行

うことで、成長力を押し上げ、良質な雇用が増加することが期待できる。

特に製造業を中心としたグローバル企業は、必ずしも消費地域に拘束されないことから、生産拠点の最適立地を常に検討している。成長するアジア経済圏において、安全安心な社会システム、安定した法制度、大学・研究機関及び材料・部品・組み立てにわたる幅広い産業基盤を有する日本は、本社拠点、マーケティングなどの本部拠点、R&D 拠点、マザー工場や先端工場等、高付加価値の生産活動を行う立地として潜在的な比較優位を有している。日本立地が長期的観点からも優位性があるという分かりやすいシグナル、すなわち法人実効税率 25% への引き下げを国内外に早期に発信するべきである。

(2) 税体系全体の改革の中で安定的な代替財源を確保し財政健全化を進める

日本の厳しい財政事情に鑑みれば、法人実効税率の引き下げにおいても税収中立が基本である。いわゆる法人税パラドックスを論拠に代替財源を想定しない税制改革は無責任と言わざるを得ない。法人に対する課税ベースの拡大や応益課税の強化に加え、法人課税の枠を越えた代替財源確保も含めて税収中立に最大限努力すべきである。ただし、ここで留意すべきは、第 1 にグローバル経済の下で諸外国に遜色のない競争条件整備との整合性をはかること、第 2 に政府や自治体の運営に相応しい財源構成にすることである。

第 1 の競争条件整備との整合性については、まず租税特別措置を含む法人関係の各種税制優遇は目的・効果の観点から縮小・廃止など、厳しくチェックしなければならない。しかし、法人課税改革の主たる政策目的は諸外国とのイコールフットィングの確保や日本の立地競争力の強化にあることから、短期的な視点での代替財源確保によってこれを毀損することがあってはならない。したがって、研究開発促進税制は租税特別措置から本則化、欠損金の繰越控除や受取配当金の益金不算入はむしろ拡充が必要である。

仮に法人関係の税制優遇を全廃しても 10% の税率引き下げに相当する財源規模に達しないが、上述の本則化や拡充を行うとすれば、これ以外の代替財源をさらに幅広く確保する必要がある。

第 2 の財源構成については、法人課税は国税や地方税としてそれぞれ賦課していることから、代替財源の確保に際しては、財政需要や各税源の特徴を踏まえて財源構成を検討する必要がある。特に自治体の財源は不安定性や偏

在性の問題を考慮し、「国税から地方税へ」、「直接税から間接税へ」とシフトさせていくことが肝要である。具体的には、法人も負担する固定資産税の他に、個人住民税、地方消費税を拡充することによって代替財源を確保することが適当である。

以上のような国と地方や基幹税の壁を越えた改革は一定の時間を要する課題であるがゆえに、直ちに法人実効税率 25%の実現に向けた具体的なマイルストーンを設定すべきである。多くの課題を抱える地方税の抜本改革を含めた議論を早急に開始し、来年度税制改正から確実な成果を挙げていくことを期待する。

(3) 産業の新陳代謝と生産性向上の誘因になる法人課税及び関連制度体系へ移行する

マクロ的にみた日本の法人課税の重要課題として、税務上の赤字法人が、長年にわたり全法人の7割近くを占めており、結果的に一部の収益力のある企業に税負担が偏っている問題がある。他方、低生産性の企業に対する延命につながるような税制優遇や補助金、金融的支援政策等も存在する。このような状況は、法人税収を不安定化するとともに、産業と企業の新陳代謝を妨げる一因となり、中長期的な賃金と生産性の向上、良質な雇用の創出にも悪影響を与えている可能性がある。

そこで、延命型の各種優遇措置や支援政策を新陳代謝促進型に見直すことに加え、外形標準課税の課税ベース(対象法人範囲)拡大など応益課税を強化することで、生産性(収益力)の高低で実質的な税負担率の差が生まれないようにすることが適当である。これは法人実効税率引き下げ分に対する代替財源の一部になると同時に、中長期的には企業収益力と税負担の偏りを是正し、法人税収の安定化を促す効果も期待できる。

我々企業経営者は法人実効税率 25%への引き下げというシグナルを起点に、賃金、雇用、設備投資、配当などの増加に最大限努力し、民間主導の自律的な経済成長をリードしていく覚悟と責任を改めて認識する必要がある。

以上

2014年4月9日現在

改革推進プラットフォーム

(敬称略)

委員長

長谷川 閑 史 (武田薬品工業 取締役社長)

委員長代理

小 林 喜 光 (三菱ケミカルホールディングス 取締役社長)

事務局長

富 山 和 彦 (経営共創基盤 代表取締役 CEO)

事務局長代理

秋 池 玲 子 (ボストンコンサルティンググループ
パートナー&マネージング・ディレクター)

事務局

篠 塚 肇 (経済同友会 企画部 部長)

澤 陽 男 (経済同友会 企画部 マネジャー)

河 口 大 輔 (経済同友会 政策調査第1部 マネジャー)

以上